

参院提出予定の安全保障関連3法案の概要

6	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案 (PKO法改正案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① PKO業務のメニューにつき、統治組織の設立支援に係る業務の拡充などを実施（安全確保業務は認めない） ② 駆け付け警護を限定的に認め、実施する場合には国会承認を要することとする ③ PKF本体業務・駆け付け警護の国会承認につき、例外なき事前承認とする ④ 隊員の安全の確保等に関する規定を追加 ⑤ その他、自衛官の国連への派遣、大規模災害に対処する米軍等への物品・役務の提供など、所要の規定を整備
7	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案 (周辺事態法・船舶検査活動法改正案)</p>	<p>基本的部分は維持しつつ、主に次の改正を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国会承認の対象を「基本計画」に改めるとともに、6月ごとの再承認の制度を導入 ② 対応措置従事者の安全の確保等に関する規定を追加 ③ 自衛隊が「後方地域支援」として行う輸送の対象から、我が国として輸送することが適当でないものを除外
8	<p>領域等の警備に関する法律案 (領域警備法案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 閣議決定で「領域警備区域」を指定し、国会承認 → 区域内では、(i)不法行為への対処等を行う「領域警備行動」、(ii)閣議決定なしの治安出動・海上警備行動、(iii)特定の海域における海上保安庁への通報制度が実施可能 ② ①に先だって、政府は、区域指定の基準等を定める「領域警備基本方針」を策定し、国会承認 ③ 区域の内外を問わず、(i)国交大臣からの要請を前提に迅速な発令が可能な「海上警備準備行動」、(ii)「警戒監視の措置」を法定 ④ その他、連絡調整会議をNSCに設置するなど、所要の規定を整備